

# 法制審特別部会は課題に答えたか？

白取祐司

## 1 はじめに

2014年7月9日、法制審議会・新時代の刑事司法特別部会は、その30回目の会議において、「新たな刑事司法制度の構築についての調査審議の結果（案）」（以下、「最終取りまとめ」という。）<sup>1)</sup>を「全会一致」で決定し、これを法制審議会（総会）に報告することとした。3年越しの審議の末に、ようやく出された結論がこれである。

3年前の第1回会議（2011年6月29日）で配布された法務大臣からの諮問第92号には、「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」と「被疑者の取調べ状況を録音・録画の方法により記録する制度の導入」が諮問事項として具体的に挙げられていた。ところが、「最終取りまとめ」は、冒頭次のような文で始まる。「被疑者取調べの録音・録画制度の導入を始め、取調べへの過度の依存を改めて適正な手続の下で供述証拠及び客観的証拠をより広範囲に収集することができるようにするため、証拠収集手段を適正化・多様化する」と。わかりにくい文だが、取調べの録音・録画（可視化）の位置づけをはっきりさせないまま、供述証拠および客観的証拠を収集する手段を拡充・強化することで、相対的に「取調べ→供述調書の採取」の比重を低下させるということのようだ。

しかし、諮問第92号は、そこにいたる経過（後述）からも明らかなように、取調べ（供述調書）への「過度の依存」じたいを見直すことを求めていたはずだ。厚労省元局長無罪事件（村木事件）などを契機として始まった誤判防止のための制度改革が、全刑事事件のわずか数パーセントの可視化と引き替えに、通信傍受対象の大幅拡大と「合理化」、捜査協力型合意制度と刑事免責の実現で終息した。議事録を見るかぎり、改革の出発点は忘れられ、「焼け太り」<sup>2)</sup>とも称される捜査・訴追権強化のかけ声が目立った審議であったようだ。「国民の健全な社会常識に立脚」（基本構想）<sup>3)</sup>といいながら、有識者委員（非法律家）の声は、法律家たちの議論によってかき消されてしまった。

以下では、「最終取りまとめ」にいたる特別部会の審議を振り返り、そこで何が決められ、何が決められなかつたかを明らかにすることにしたい。

## 2 部会の課題は何だったか？

### (1) 相次ぐえん罪と村木事件

まず、部会審議の原点を確認しよう。2001年6月、司法制度改革審議会の意見書が公表された。刑事司法制度についてもいくつか改革の提言があったが、取調べの録音・録画については「将来的な検討課題」とされた。2004年に立法化された裁

判員制度、被疑者国選弁護制度など、重要な改革が相次いだが、誤判防止という観点からみると、いろいろと不満の残るものであった。2007年、志布志事件と富山・氷見事件という2つの誤判事件が明らかになる。前者は、鹿児島県議会選挙に際し、公職選挙法違反（買収）で起訴された被告人12人全員が無罪（2007年3月7日）とされた事件、後者は、強姦罪で有罪判決を受け服役後に真犯人が現れて再審無罪（2007年10月10日）となった事件である。いずれの事件でも、当初否認していた被疑者に虚偽の自白をさせた点が問題とされ、最高検察庁、警察庁は誤った捜査・起訴の原因を究明・調査し、それぞれ報告書を公表した<sup>4)</sup>。しかし、行きすぎた取調べに対する反省の弁ではなく、「被疑者に真実を語らせるためには、時には追及的な取調べを行う必要がある」と、現状追認の姿勢すら見て取れた。

2010年には、足利事件の再審無罪判決（3月26日判決）、厚労省元局長無罪判決（9月10日判決）がだされた。後者は、厚労省元局長無罪事件（村木事件）、同事件主任検察官（大阪地検特捜部）による証拠ねつ造事件（フロッピディスクの改ざん）、その上司の元大阪地検特捜部長および元副部長による犯人隠避事件と続く、一連の検察不祥事事件である。事件の発端は、障がい者用低料金郵便制度を団体Rの会が悪用し、通常料金より低い料金で営利目的のダイレクトメールを発送したという郵便法違反の発覚。大阪地検特捜部は、これに政治家、厚労省の幹部も関与した事件だと考え、障がい者団体であることを証明する公的証明書の偽造（虚偽有印公文書作成罪）を行った実行犯A（証明書発行部署の係長）とともに、Aを指示して内容虚偽の公的証明書を作成させたとして、Aの上司であった村木厚子氏（厚労省社会・援護局障がい者保健福祉部企画課長〔当時〕）を逮捕、起訴する。公判では検察官提出の供述調書の大半が却下され、Aを含む関係者の証人尋問では、村木氏を「犯人」にするための供述強要の実態が明らかにされた。

### (2) 「改革」のための始動

2010年10月、江田五月法務大臣（当時）は、大臣の私的諮問機関として「検察の在り方検討会議」を設置する。この「在り方会議」がまとめた「検察の再生に向けて」（提言）（2011年3月）は、村木事件が「国民に大きな衝撃を与える」とともに、「特捜部に対する信頼を根底から失墜させ」「検察の捜査・公判活動全体への不信を招くことになった」との認識にたって、「捜査の在り方については、被疑者の人権を保障し、虚偽の自白によるえん罪を防止する観点から、取調べの可視化を積極的に拡大すべきである」との基本方向を示した。取調べ可視化の在り方に関しては、「今後の方向性として、取調べの全過程についての録音・録画を目指すべきであるとの意見も、多くの委員の支持を得た」としている。この提言を受けた法務大臣は、法制審に「取調べ及び供述調書に過度に依存した捜査・公判の在り方の見直し」（諮問第92号）について諮問した。

そして始まったのが、新時代の刑事司法制度特別部会である。

## 3 部会は何を決め、何を決めなかつたか？

### (1) 取調べの可視化

「最終取りまとめ」で決まった取調べの録音・録画は、裁判員制度対象事件と検察官独自捜査事件について、逮捕・勾留されている被疑者の「供述およびその状況を記録媒体に記録しておかなければならぬ」、とするものである。ただし、これには4つの例外事由が定められている。①機器の故障、②被疑者の拒否など記録すると被疑者が十分供述できないとき、③記録により被疑者または親族に加害行為等のおそれがあるとき、④当該事件が指定暴力団の構成員によるものであるとき、の4つである。

まず指摘すべき問題点は、対象事件が裁判員裁判と検察独自捜査事件に限定されている点である。前者は年間およそ1,500件（裁判員裁判）、そ

1) 「最終取りまとめ」は、12頁からなる本文と、整備すべき個別の法制度の要点をまとめた「要綱（骨子）」（25頁）の2部構成となっている。

2) 部会第1回会議における宮崎委員の発言。同委員は、自分が検察の在り方検討会議の委員でもあったことから、同会議がまとめた「提言」に対して、「我が国の治安状況に照らしてバランスを失するような強力な捜査手法の導入については国民の理解が得られない」「焼け太り的な捜査手法の導入については異論がある」と、こういう意見も強く主張された」と述べたものである。

3) ここで「基本構想」というのは、部会第18回会議（2013年1月18日）で配布された「時代に即した新たな刑事司法制度の基本構想」（部会長試案）のこと。これが、その後の審議における検討指針とされた。

4) 最高検察庁「いわゆる氷見事件及び志布志事件における捜査・公判活動の問題点等について」（2007年8月）、警察庁「いわゆる志布志事件の無罪判決を受けた再発防止策について」（2007年12月）、同「警察捜査における取調べ適正化指針」（2008年1月）など。

5) 最高検察庁・前掲注4) 34頁。